

認知症本人大使「ながさきけん希望大使」活動実施要領

この要領は、「認知症本人大使「ながさきけん希望大使」設置要綱」第8の規定に基づき、ながさきけん希望大使（以下「大使」という。）の活動について必要な事項を定めるものである。

第1 活動依頼と報告

市町及び関係機関が、大使への活動依頼を希望するときは、別紙1「ながさきけん希望大使活動連絡票」を長崎県長寿社会課（以下「県」という。）に提出する。県は、内容に応じて大使本人と調整を行い、活動を希望する大使を紹介する。活動費用については、依頼元が活動内容と予算額に応じて支給することとし、その基準額は第2のとおりとする。

紹介による活動終了後、市町及び関係機関は別紙2「ながさきけん希望大使活動報告書」を県に提出する。

第2 活動費の支給基準

- (1) 県が依頼する活動については、予算の範囲内で原則として下表のとおりとする。

区 分	謝 礼	交 通 費
本人大使	3,500円/時間	※1
支 援 者	3,500円/時間	※1

※1 旅費については県職員の旅費に関する条例を準用して支給する。

※2 謝礼・旅費を支給する支援者は1名までとする。

- (2) 県以外の機関の活動については、依頼元の基準による。

なお、活動内容によっては、支給しないことも可とする。

第3 活動休止・辞退について

大使本人又は支援者などが病気の進行状況から、活動が困難と判断し、活動を休止又は辞退したい場合は、別紙3「ながさきけん希望大使活動休止・辞退

届」を県に提出すること。また、休止後に活動を再開したい場合は、別紙4「ながさきけん希望大使活動再開届」を県に提出すること。

附則

この要領は、令和3年10月1日から適用する。

附則（一部改正）

この要領は、令和4年5月30日から適用する。

別紙Ⅰ

ながさきけん希望大使活動連絡票

年 月 日

長崎県長寿社会課長 様

市町・機関名

担当者名

連絡先

イベント名・会議名 等	
内容	
希望する日時	
場所	
報償費の有無・金額	報償費 有 (円)・無
交通費の有無・金額	交通費 有 (円)・無
支払方法	
希望する大使の氏名 または人数	

ながさきけん希望大使活動報告書

年 月 日

長崎県長寿社会課長 様

市町・機関名

担当者名

連絡先

イベント名・会議名 等	
参加者数	
内容	
日時	
場所	
参加した大使の氏名	
その他	

ながさきけん希望大使活動（休止・辞退）届

年 月 日

長崎県長寿社会課長 様

氏 名：

ながさきけん希望大使として従事することを（休止・辞退）したいので、認知症本人大使「ながさきけん希望大使」活動実施要領の第3条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

休止・辞退日	年 月 日（ ）
理 由	

ながさきけん希望大使活動再開届

年 月 日

長崎県長寿社会課長 様

氏 名：

ながさきけん希望大使の活動を休止していましたが、活動を再開したいため、認知症本人大使「ながさきけん希望大使」活動実施要領の第3条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

活動再開日	年 月 日 ()
理 由	